

令和7年度 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した事業の効果・課題について

No.	交付対象事業の名称	担当課	事業の概要 ①目的 ②交付金を充当する経費内容 ③事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業期間	総事業費	(単位:円)	事業費の内訳	事業の効果/課題
						うち臨時交付金 充当額		
1	物価高騰対応低所得世帯支援給付金事業	増進型地域福祉課	①物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②低所得世帯への給付金及び事務費 ③低所得世帯等の給付対象世帯数(14,671世帯)	R7.2 ~ R7.9	173,656,165	173,656,165	○給付費:146,710,000円 (内訳) ・R6年度住民税非課税世帯:128,130,000円(=4,271世帯×@30,000円) ・こども加算:18,580,000円(=929人×@20,000円) ○事務費:26,946,165円 (内訳) ・報酬(会計年度任用職員報酬):972,171円 ・需用費(事務用品等):18,667円 ・役務費(郵送料等):3,073,835円 ・業務委託料:21,956,000円 ・人件費:925,492円	令和6年度住民税非課税世帯に対して、給付金(1世帯あたり3万円及びこども加算【2万円/人】)を支給することにより、物価高騰対策として一定の効果があった。
2	定額減税不足額給付金事業	課税課	①令和6年度調整給付金は令和5年分所得情報から推計したことから、令和6年分所得および定額減税実績額の確定により調整給付金支給額に不足が生じた方へ不足分を支給する。さらに令和6年度調整給付金時点では定額減税対象外であり、かつ低所得世帯向け給付の対象世帯にも該当しなかった方へ原則4万円を支給することにより、市民等の生活を維持する。 ②定額減税補足給付金(不足額給付)及び事務費 ③上記①に該当する方	R7.4 ~ R8.3	375,588,028	375,588,028	○給付費:345,160,000円(対象者:12,109人) ○事務費:30,428,028円 (内訳) ・需用費(事務用品等):75,561円 ・役務費(郵送料等):3,989,947円 ・業務委託料:26,154,700円 ・使用料:54,274円 ・人件費:153,546円	物価高への支援として、一定効果はあったと思われるが、2年度にまたがる給付となったことや、令和6年度調整給付の時点では対象でなかった住民税均等割のみ課税者などが、今回、追加で対象となったこと、また、令和6年中の転入者については、本市で令和6年度住民税課税状況を把握していないので前年度との比較に労力と時間を要したこと、さらに住民税だけではなく、市町村が直接事務を行っていない所得税(国税)が影響することなどから、事務は複雑となり、制度についての説明にも苦慮した。
3	物価高騰対応食費支援事業	政策推進課	①食料品価格高騰等の影響を受けた市民への支援策として、1人あたり4,400円分のおこめ券を世帯単位で配布し、家計の負担軽減を図る。 ②全市民	R8.2 ~ R8.3	250,425,000	250,425,000	○委託料250,425,000円 (内訳) ・おこめ券調達費相当額の一部:250,425,000円(=券調達費10枚×@477円×52,500人)	全市民を対象に、4,400円相当のおこめ券を配布することにより、物価高騰の影響を受ける家計への支援を行った。令和7年度中に配布しきれなかった市民に対し、令和8年度も引き続きおこめ券を配布していくことで、全市民に対して支援を図っていく。
4	水道基本料金減免事業	財政課	①物価高騰等の影響を受けた市民・事業者への支援策として、大阪広域水道企業団を通じて水道基本料金の負担軽減を図る。 ②補助金(水道基本料金全額減免(2か月分)に係る費用相当額) ③公共施設を除く全世帯(一般家庭・工場等)	R7.4 ~ R7.7	76,172,018	68,945,237	○補助金:減免相当額76,172,018円	水道が生活に欠かせないものであることから、水道基本料金の減免により、全世帯への均一的な支援を行うことができ、物価高騰対策として一定の効果があった。また、申請等の手続きを要しない方式により、負担のない速やかな支援ができた。
5	水道基本料金半額減免事業	財政課	①物価高騰等の影響を受けた市民・事業者への支援策として、大阪広域水道企業団を通じて水道基本料金の負担軽減を図る。 ②補助金(水道基本料金半額減免(2か月分)に係る費用相当額) ③公共施設を除く全世帯(一般家庭・工場等)	R7.12 ~ R8.3	42,757,233	38,700,662	○補助金:減免相当額42,757,233円	水道が生活に欠かせないものであることから、水道基本料金の減免により、全世帯への均一的な支援を行うことができ、物価高騰対策として一定の効果があった。また、申請等の手続きを要しない方式により、負担のない速やかな支援ができた。
6	水道基本料金半額減免延長実施事業 (R7)	財政課	①物価高騰等の影響を受けた市民・事業者への支援策として、大阪広域水道企業団を通じて水道基本料金の負担軽減を図る。 ②補助金(水道基本料金半額減免(2か月分)に係る費用相当額) ③公共施設を除く全世帯(一般家庭・工場等)	R8.2 ~ R8.5	42,815,584	39,000,000	○補助金:減免相当額42,815,584円	水道が生活に欠かせないものであることから、水道基本料金の減免により、全世帯への均一的な支援を行うことができ、物価高騰対策として一定の効果があった。また、申請等の手続きを要しない方式により、負担のない速やかな支援ができた。
7	給食物価高騰対策事業 (幼稚園)	学校給食課	①物価高騰の影響を受けた給食食料費高騰分(1食44円)を支援することにより、保護者負担を増やすことなく、栄養バランスや量を保った給食を提供する。 ②給食材料費 ③市立幼稚園10園の在籍園児の保護者(ただし教職員は除く)	R7.4 ~ R8.3	1,290,212	1,167,804	○給食材料費:1,290,212円(=29,323食×@44円)	物価高騰の影響を受けた市立幼稚園に通園する園児の保護者に対し、給食材料費高騰分を支援したことにより、栄養バランスのとれた給食を提供することができた。
8	給食物価高騰対策事業 (幼稚園) (増額分)	学校給食課	①物価高騰の影響を受けた給食食料費高騰分(増額分)(1食20円)を支援することにより、保護者負担を増やすことなく、栄養バランスや量を保った給食を提供する。 ②給食材料費 ③市立幼稚園10園の在籍園児の保護者(ただし教職員は除く)	R7.4 ~ R8.3	586,460	530,820	○給食材料費:586,460円(=29,323食×@20円)	物価高騰の影響を受けた市立幼稚園に通園する園児の保護者に対し、給食材料費高騰分を支援したことにより、栄養バランスのとれた給食を提供することができた。

No.	交付対象事業の名称	担当課	事業の概要 ①目的 ②交付金を充当する経費内容 ③事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業期間	総事業費	(単位:円)		事業費の内訳	事業の効果/課題
						うち臨時交付金 充当額			
9	給食物価高騰対策事業（小学校）	学校給食課	①物価高騰の影響を受けた給食食材費高騰分(1食44円)を支援することにより、保護者負担を増やすことなく、栄養バランスや量を保った給食を提供する。 ②給食材料費 ③市立小学校16校の在籍児童の保護者(ただし教職員は除く)	R7.4 ～ R8.3	36,921,060	33,418,193		○給食材料費:36,921,060円(＝839,115食×@44円)	物価高騰の影響を受けた市立小学校に通学する児童の保護者に対し、給食材料費高騰分を支援したことにより、栄養バランスのとれた給食を提供することができた。
10	給食物価高騰対策事業（小学校）（増額分）	学校給食課	①物価高騰の影響を受けた給食食材費高騰分(増額分)(1食20円)を支援することにより、保護者負担を増やすことなく、栄養バランスや量を保った給食を提供する。 ②給食材料費 ③市立小学校16校の在籍児童の保護者(ただし教職員は除く)	R7.4 ～ R8.3	16,782,300	15,190,088		○給食材料費:16,782,300円(＝839,115食×@20円)	物価高騰の影響を受けた市立小学校に通学する児童の保護者に対し、給食材料費高騰分を支援したことにより、栄養バランスのとれた給食を提供することができた。
11	給食物価高騰対策事業（中学校）	学校給食課	①物価高騰の影響を受けた給食食材費高騰分(1食46円)を支援することにより、保護者負担を増やすことなく、栄養バランスや量を保った給食を提供する。 ②給食材料費 ③市立中学校8校の在籍生徒の保護者(ただし教職員は除く)	R7.4 ～ R8.3	9,811,984	8,881,077		○給食材料費:9,811,984円(＝213,304食×@46円)	物価高騰の影響を受けた市立中学校に通学する生徒の保護者に対し、給食材料費高騰分を支援したことにより、栄養バランスのとれた給食を提供することができた。
12	給食物価高騰対策事業（中学校）（増額分）	学校給食課	①物価高騰の影響を受けた給食食材費高騰分(増額分)(1食33円)を支援することにより、保護者負担を増やすことなく、栄養バランスや量を保った給食を提供する。 ②給食材料費 ③市立中学校8校の在籍生徒の保護者(ただし教職員は除く)	R7.4 ～ R8.3	7,039,032	6,371,207		○給食材料費:7,039,032円(＝213,304食×@33円)	物価高騰の影響を受けた市立中学校に通学する生徒の保護者に対し、給食材料費高騰分を支援したことにより、栄養バランスのとれた給食を提供することができた。
13	小学校給食費無償化事業	学校給食課	①物価高騰の影響を受けた子育て世帯の負担を軽減するため、小学校給食費(1学期分)を無償化する。 ②給食費負担金(歳入)の減額 ③市立小学校16校の在籍児童の保護者(ただし教職員は除く)	R7.4 ～ R7.7	67,534,920	61,127,579		○給食費負担金(歳入)の減額:67,534,920円(＝小学校:(低学年:主食141,306食×@37円+副食141,324食×@138円+高学年:主食153,164食×@43円+副食153,252食×@142円+牛乳289,121食×@50円)) ※無償化期間中における賄材料費の一部に交付金を充当。	物価高騰の影響を受けた市立小学校に通学する児童の保護者に対し、小学校給食費(1学期分)を無償化したことにより、子育て世代の負担を軽減することができた。
14	中学校給食費無償化事業	学校給食課	①物価高騰の影響を受けた子育て世帯の負担を軽減するため、中学校給食費(6月～10月の間で20食分)を無償化する。 ②無償化分の給食材料費 ③市立中学校8校の在籍生徒の保護者(ただし教職員は除く)	R7.4 ～ R7.10	12,336,480	11,166,063		○給食材料費:12,336,480円(≒37,383食×@330円) ※無償分に係る材料費を、中学校給食会からの請求に対し支出するもの。	物価高騰の影響を受けた市立中学校に通学する生徒の保護者に対し、給食費20食分を無償化したことにより、子育て世帯の負担を軽減することができた。
15	学校行事参加に係る交通費助成事業	教育指導室	①物価高騰の影響を受けた子育て世帯の負担を軽減するため、学校行事として実施される万博招待事業の交通費相当分を補助する。 ②補助金 ③市立小学校16校+市立中学校8校の在籍児童生徒の保護者	R7.4 ～ R8.3	36,471,320	33,011,122		○補助金:36,471,320円(市立小学校16校+市立中学校8校)	各学校が、大阪・関西万博への校外学習を実施するに当たり、交通費等(バス借上料・高速利用料等)について全額補助することで、保護者負担軽減となった。また、交通手段をバス利用にすることで、子どもたちへの体力的な負担・不安を軽減し、子どもたちはもとより、保護者、教員への校外学習実施への安心につながる支援となった。
16	養鶏事業者に対する飼料価格高騰対策支援事業	農業創造課	①物価高騰の影響を受けた養鶏事業者を支援するため、市内養鶏事業者に対して、事業支援金を支給する。 ②事業支援金 ③市内養鶏事業者	R7.5 ～ R7.10	2,000,000	1,810,251		○事業支援金:2,000,000円(＝4事業者×@500,000円)	飼料費等の物価高騰による影響を受けた、又は鳥インフルエンザ対策を実施する市内養鶏事業者に対し支援金を交付することにより、本市養鶏業の維持に寄与することが出来た。
17	公共交通事業者に対する燃料価格高騰対策支援事業	交通政策室	①物価高騰の影響を受けた公共交通事業者を支援するため、市内公共交通事業者に対して、燃料費高騰相当分の補助金を支給する。 ②補助金 ③市内バス事業者2社、タクシー事業者(福祉タクシー含む)10社	R7.9 ～ R7.12	9,540,000	8,634,897		○補助金:9,540,000円(内訳) ・バス事業者補助金:6,000,000円(＝市内年間営業距離10万kmあたり1,000,000円×(1事業者×@40万km+1事業者×@20万km)/10万Km) ・タクシー事業者補助金:3,540,000円(＝59台×@60,000円)	バス及びタクシー事業者にとって旅客輸送に欠かせない燃料費の一部が補助金の活用により補填されることで、当該事業者の負担軽減に寄与され、公共交通の維持につなげることができた。